

## 市立市川自然博物館排煙窓等補修修繕仕様書

この仕様書は、市川市（以下「発注者」という。）が発注する下記の修繕に関して、受注者が当該修繕を履行するために必要な事項を定めるものとする。

- 1 件 名 市立市川自然博物館排煙窓等補修修繕
- 2 場 所 市川市大町284番地1
- 3 目 的 動植物園管理室及び市川自然博物館について、経年による劣化が原因で排煙窓オペレーター（ワンタッチ解放式）等の破損による窓の開閉等に影響が生じていることから、排煙装置等の交換修繕を行うもの。
- 4 期 間 令和7年9月12日から令和8年3月12日まで
- 5 修繕内容 排煙オペレータ交換 一式  
（地下1階：1箇所、1階：4箇所、2階：9箇所、塔屋：1箇所、ボックス共）  
排煙窓のワイヤー及びゴムパッキン交換（窓 30枚） 一式  
内部足場組 一式  
その他これらに伴う作業 一式
- 6 工事関係
  - （1） 作業時間は、原則午前8時40分から午後5時までとするが、工程上やむを得ない場合は、関係部署と協議し、調整しなければならない。
  - （2） 主たる騒音の出る修繕は、関係部署に支障のない日に行うこととするが、やむを得ない場合は関係部署と協議し、日程を調整しなければならない。
  - （3） 施設利用者、職員等が居ながらの施工であることを考慮した工程管理を実施すること。
- 7 施工上の留意
  - （1） 受注者は、施工材料等の品質管理を行わなければならない。
  - （2） 受注者は、施工現場において発生した物件を取りまとめて保管し、その処理については、監督員の指示を受けなければならない。
  - （3） 受注者は、常に安全対策に留意し、「労働安全衛生規則」等に定める現場管理を行うとともに、その他の関係法令に対して十分留意し、事故の未然防止に努めなければならない。

- (4) 受注者は、施工現場が危険なため立ち入りを禁止する必要がある場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けてその区域を適切に防護するとともに、立ち入り禁止標示の処置を講じなければならない。
- (5) 前各号に定める場合の他、施工中は必要に応じて監督員が指示する現場管理を行わなければならない。
- (6) その他、ここに定めのない事項については、その都度、発注者と受注者で協議する。

## 8 責任者

本修繕を迅速、確実に処理でき得る技量を有し、かつ安全で円滑な作業管理を行い得る人格及び経験を有する責任者を配置させ、担当部署と連絡を緊密に取り、修繕の推進を図ること。

## 9 施工条件

すべて作業は、仕様書及び契約書によって実施しなければならない。また、これらに明示されていない施工条件及び明示条件が不明な施工条件については、担当部署と協議し決定するものとする。また、契約締結後すみやかに施工計画書を提出するものとする。受注者は、作業の実施にあたり、第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。

## 10 作業員の選択

受注者は、本修繕施工に適した作業員を選び、熟練を要する作業には相当な経験を有する熟練工を使用しなければならない。

## 11 仮設設置

修繕の施工は天候等を考慮し行うこと。また緊急に排水作業等の必要が生じたときは仮設設備等により対応できるようにすること。

## 12 現状復旧

施設の電気設備等を現状に復旧すること。

## 13 検査

(1) 本修繕完了後、市指定の完了届を提出するものとする。

(2) 本修繕完了後、担当部署等の検査を受けること。

(3) 提出書類

提出書類については、監督職員と協議の上、作成し、提出すること。

- ・実施工程表
- ・出荷証明書及び納品書
- ・保証書

- ・組織表

#### (4) 写真

修繕の施工の際に、修繕前、修繕後の写真を報告書と共に提出すること。

#### 1 4 荷造運搬

受注者は、材料等の運搬途中において材料等に損害を与えぬように入念に行い、途中の破損等については、すべて受託者の責任において処理すること。

#### 1 5 契約不適合責任

受注者は、本契約による作業の結果が、約款及び仕様書等に定めた業務の内容に適合しないことを認識した場合、当該不適合が受注者の責に帰すべき事由によるものであるときは、認識した時点から1年以内の間に受注者に対する通知を行うことにより、受注者に対して不適合部分の修補を請求し、又は修補に代えて若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

#### 1 6 受注者

- (1) 受注者は、その使用人と適正な雇用契約を結び、労働関係法令を遵守しなければならない。
- (2) 本修繕において必要に応じ、関連機関の立ち合いを求めること。

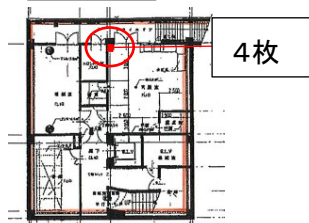
#### 1 7 協議事項

上記施行条件において、これらに明示されていない施行条件等が不明確なものについては、担当部署と協議の上、履行すること。

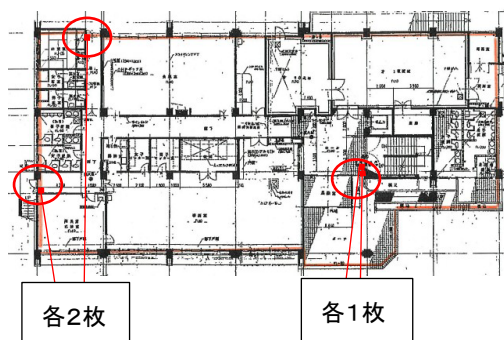
平面図

案内図

地下1階



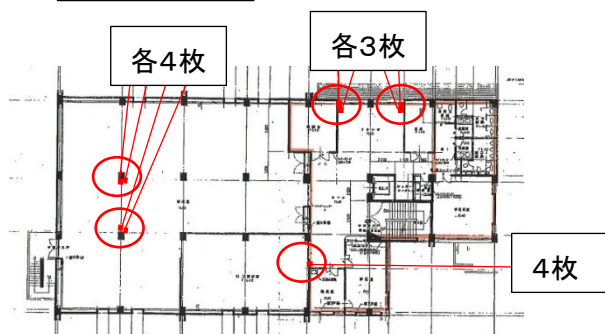
1階



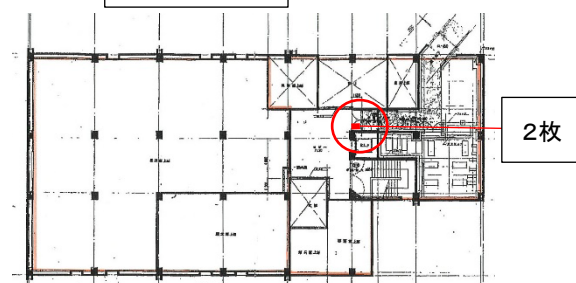
自然博物館



2階 平面図



塔屋 平面



凡例

■ 排煙オペレーター設置場所

□ 関連窓数